

平成26年 6月 6日

各 位

桶川市長 小野 克典

質問回答書

桶川市新庁舎建設基本設計業務プロポーザルの参加表明書に関する質問書に対する回答は以下のとおりです。

No.	質 問 事 項	回 答
1	「様式3及び様式4の施設の概要が確認できる図面」については、敷地概要、配置図、平面図、面積表及び求積図と考えてよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
2	「様式3及び様式4の施設の概要が確認できる図面」について、免震構造又は制震構造であることを示す図面として、特記仕様書の記載、建物全体の断面図、免震装置又は制震装置の詳細図の何れかと考えてよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
3	様式3及び様式4の添付資料「業務の完了が確認できる資料の写し」とは委託者の検査済証の写し又は入金されたことがわかる通帳の写し等と考えてよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
4	様式3と様式4の添付書類において、PUBDISの登録がある場合は、PUBDISの写しを提出し、「契約書(鑑)の写し」、「業務の完了が確認できる資料の写し」、「様式3及び様式4の施設の概要が確認できる図面」の提出は不要と考えてよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。 ただし、複合施設の場合は、庁舎及び告示第15号別添二第四号の用途の部分が見える図面及び面積表等を提出してください。
5	様式3・4の備考欄に「記載した業務に	貴見のとおりです。

	<p>ついて、施設の概要が確認できる図面等及び受賞歴が確認できる書類を提出。」とありますが、管理技術者・各主任技術者が現在従事している設計、監理業務については該当しないと考えてよろしいでしょうか。</p>	
6	<p>様式3と様式4に表記する同種・類似業務実績の施設が重複する場合、添付資料の「契約書(鑑)の写し」、「業務の完了が確認できる資料の写し」、「様式3及び様式4の施設の概要が確認できる図面」、「PUBDISの登録がある場合はその写し」及び「受賞歴が確認できる書類」の提出部数は1部と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
7	<p>用地実測図において、地番 桶川市泉1丁目341-4及び342-7、342-8は道路拡幅部分と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
8	<p>用地実測図において、市道1-3号線側の敷地形状が一部曲がっておりますが、その部分にバス停の新設等予定はありますでしょうか。</p>	<p>当該部分は、今後、バス停車帯として整備を行う予定です。</p>
9	<p>敷地への車輛進入位置(歩道切り下げ)については、関係法に従った上で提案者の提案によるものと考えてよろしいでしょうか。制限等があればご教示下さい。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
10	<p>プロポーザル実施要領11 参加表明書の提出(第一次審査) (1)(ウ)様式3～5に添付する資格・実績確認書類で立場を確認する書類でPUBDIS等に登録がない場合誓約書を添付することによろしいでしょうかご教示ください。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>

1 1	<p>同上</p> <p>(2) 参加表明書の提出方法等 (ア) 提出部数①、②は様式1+様式2～6を1組、様式2～6を13組と考えてよろしいでしょうかまた13組のみ左上部をホチキス戸綴じとし、正本は綴じないことと考えてよろしいでしょうかご教示ください。</p> <p>③ 様式3～5に添付する書類はファイル綴じとしてよろしいでしょうかご教示ください。</p>	<p>正本は、①参加表明書(様式1)、②技術資料(様式2～6)、③様式3～5に添付する資格・実績確認書類を合わせてファイル綴じとして、1組提出してください。副本は、②技術資料(様式2～6)をホチキス綴じとして、13組提出してください。</p>
1 2	<p>同上</p> <p>(4) 提出書類の記入上の留意事項 (ウ) 事務所の同種・類似業務実績(様式3)</p> <p>庁舎とは警察庁舎・消防庁舎等を含むと考えてよろしいでしょうかご教示ください。</p>	<p>同種・類似業務実績の対象となる庁舎は、執務室及び窓口を主とした施設とします。当該施設を含め、提出いただいた図面等により判断します。</p> <p>なお、実施要領P9のとおり、審査において「同種業務」を「類似業務」又は「実績無し」、また「類似業務」を「実績無し」として評価することがあります。</p>
1 3	<p>同上</p> <p>(4) 提出書類の記入上の留意事項 (オ) 分担業務担当分野とは積算業務等と考えてよろしいでしょうかご教示ください。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
1 4	<p>同上</p> <p>(5) 参加表明書の評価基準における受賞歴について、事務所としての受賞歴が配置技術者の受賞歴となるのかご教示ください。</p>	<p>当該配置技術者が事務所として受賞した対象施設に関わっていた場合には、配置技術者の受賞歴とします。</p> <p>なお、実施要領P9(5)参加表明書の評価基準のなお書きを、 『なお、同種・類似業務の実績の審査において「同種業務」を「類似業務」又は「実績無し」、また「類似業務」を「実績無し」と、「受賞歴」を「受賞歴無し」として評価することがある。』とし、審査において「受賞歴」を「受賞</p>

		歴無し」として評価することがあります。
15	<p>実施要領 P.3 7-(2)-(7) プロポーザル参加資格に関して</p> <p>「提案書の提出の日前までにおいて、これと同等の資格を有していると認められた場合」とは、どのようなケースかご教示ください</p>	<p>提案書の提出の日前までに、桶川市建設工事等競争入札参加資格者名簿の登録に準じた審査を行い、登録するに相当する資格を有していることが確認された場合です。</p> <p>提出書類については、追加資料「(参考)桶川市入札参加資格審査申請書」のとおりです。</p> <p>なお、登録するに相当する資格を有していることが確認された場合であっても、名簿への追加登録を認めるものではありません。</p>
16	<p>基本計画 (p-19) にある市道 1 号線の建設敷地に対する部分の拡幅は、測量図の(実線部)土地境界線と(破線部)道路境界線間の部分と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>地番 341-4, 342-7, 342-8 が道路拡幅部分となりますので、敷地内歩行空間としての取扱いはできません。</p> <p>よって、当該部分を容積率の基準となる敷地面積に含めることはできません。</p>
17	<p>測量図の破線部を道路境界線とした場合、地番 341-4, 342-7, 342-8 取扱いは敷地内歩行空間(建物配置不可)と考えてよろしいでしょうか。</p>	
18	<p>前質問において、地番 341-4, 342-7, 342-8 を敷地内歩行空間とした場合、容積率の基準となる敷地面積に当該部分を加えてよろしいでしょうか。</p>	
19	<p>敷地の市道 1-3 号線側にある寄付きの様な形状の位置について、変更を伴う提案は可能でしょうか。</p>	<p>当該位置は変更できません。</p>
20	<p>県道川越・栗橋線 幅員約 28m (全幅)とありますが、敷地の北西の県道部分は全幅の無い部分と考えてよろしいでしょうか。</p> <p>当該部分の県道及び市道(側道)を含む幅員をご教示頂けないでしょうか。</p>	<p>敷地の北西部分は、全幅が県道及び市道(側道)を合わせた約 28m です。</p>
21	<p>実績確認書類として添付する用紙サイ</p>	<p>指定はありません。</p>

	ズの指定はありますか。例えば図面はA3でも可でしょうか。	
2 2	本業務を受注した場合、次期発注されると思われる新業務（実施設計業務）にも参加できると考えてよろしいでしょうか。	本業務の契約締結者と実施設計業務の契約を予定しています。
2 3	様式5（新たに追加する分担業務分野）と様式6（協力事務所がある場合）は、ない場合は提出不要という解釈でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
2 4	副本は提出者を特定することができる内容の記述（具体的な社名や実績の名称等）を記入しないこと、とありますが様式2に事務所名の入力欄がありますし様式3.4では実績の名称等の入力欄がありますがどのようにすればよろしいでしょうか。正本は様式の入力欄に従い事務所名を入力し、事務所名を記入しないものを副本とするという解釈でよろしいでしょうか？	様式2については、貴見のとおりです。 様式3及び4については、正本は様式の記入欄に従い記入し、副本は業務名、発注者、施設名称等を、提出者を特定することができない記述としてください。 例）業務名：■■■■市庁舎建設基本設計業務 発注者：■■■■市、〇〇県 施設名称：■■■■市庁舎、〇〇県庁舎
2 5	様式2の技術職員数・資格を入力する欄がダウンロードした様式では初期設定でフォントが赤になっている箇所がありますが提出書類のフォントは黒でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
2 6	記入した業務の施設概要が確認できる図面等の書類添付について、PUBDISの登録がある場合はその写しを提出すれば、契約書の写し、業務の完了が確認できる資料、施設概要が確認できる図面等は不要と考えてよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。 ただし、複合施設の場合は、庁舎及び告示第15号別添二第四号の用途の部分が変わる図面及び面積表等を提出してください。
2 7	同じく、記入した業務の施設概要が確認できる図面等の書類添付について、業務の完了が確認できる資料の写しとは、以下のいずれかと判断してよろし	貴見のとおりです。

	<p>いでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務完了届けの写し ・PUBDISの写し ・竣工写真の写し或いは建築雑誌の写し（建物が竣工しているので設計業務等は終わっているとの判断。） ・当社社長印の業務完了書 ・検査済み証の写し ・契約書の写し ・契約時の入金を確認できる銀行通帳等写し 	
28	各部課ごとの役職別職員数をご教示ください。	追加資料「各部課ごとの役職別職員数」のとおりです。